

「韓国情報発信誘客促進事業」に関する質問回答

平成30年6月15日現在

No.	質問	回答
1	<p>事業内容(1)の①および②を見ると、番組の選定にあたっては「平均視聴率3%以上」とあります。これは今回提案すべきTVプロモーション方法は、「特番を作る」ことや、「CMを流す」、「視聴率実績がまだない新番組で取り上げる」といった手法は除外し、現在韓国内で放送されていて、かつ3%以上の視聴率実績をあげている番組内で取り上げてもらう、という手法のみを指しているように読めるのですがいかがでしょうか。</p>	<p>新たに番組制作をする場合、経費の負担が増えることや、新規番組の周知効果が未知数であることから、訴求力のある既存のテレビ番組を活用することを想定しております。</p>
2	<p>事業の指標および実施効果に関するアウトカムとして、TVプロモーションによる視聴率、およびテレビショッピングの販売宿泊人数が数字で指定されておりますが、実際の成果がこれら数字に満たなかった場合、契約不履行によるペナルティ等はあるのでしょうか？</p>	<p>本事業は、国の東北観光復興対策交付金を活用した事業であり、目標を達成する前提で国から事業採択されているものであります。 また、事業の指標及び実施効果に関するアウトカムについては、昨年度の実績等を考慮して設定した目標であり、目標は達成していただけるものと捉えております。</p>
3	<p>宮城県、山形県がすでに保有している観光用映像資料がある場合、本事業を目的にご提供いただくことは可能ですか？</p>	<p>両県で所有する提供可能な素材につきましては、提供可能です。</p>
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		